

英國保育學校令並に訓令

英米に於て近時、保育學校が非常な發達を致して居る事は一般の知らるゝ處であるが、其の校令と訓令——「社會と教化」三月號掲載の——は我が國幼児教育者にとつて、殊に兒童の心身に對する注意に於て大に資する處あるを信じ、之を左に紹介する。(記者)

保育學校規程 (一九一九年發布)

第一條

第一項 本規定に依る保育學校(保育學級をも含む)は心身の發達上保育學校に出席するの必要あり、若しくは出席するを可とする二歳以上五歳以下の兒童を保護して訓練する機關なり。

第二項 二歳以下の兒童は本校に入學することを許さず、又特に文部省の許可ある場合を除いては五歳を超へたる後本校に在學することを不得す。

第二條 一九〇二年に發布されたる教育法令第三編の目的に對する責任者たる地方教育當局は又本規

定の責任者とす。

第三條 當局より經常費の支給を受けざる私立の保育學校ある場合は

第一項 文部省は補助を許可するに先立ち補助を與へんとする學校に關し地方教育當局に照會すべし。

第二項 如斯學校は責任ある當事者が經營することを要す、又當局が必要と認むる場合には少く共其に當事者の三分の一は當局をして任命せしむべし。

第三項 如斯學校は其の性質並に經濟狀態に於て文部省の補助を受くる適當なるものなることを要す、又個人の利益の爲めに之を經營し、若しくは同校の關係者たる者無關係者たるを問はず何人にも之を租借せしむることを許さず。

第四項 如斯學校は當局よりの視察ある場合は之を拒むことを得ず。

第四條 保育學校を認可するに先立ち文部省は同校が該地方の必要に應ずるや否や、學校と家庭との距離の如何、竝に當局の醫學的事業と同校の事業が合致するや否やの點に就き省察することを要す。

第五條 學校の位置校舍設備は文部省より保育學校として適當なりと認定せらるゝことを要す。

第六條

第一項 保育學校は授業の日數一個年二百日以上なることを要す、但し醫學上の理由其他止むを得ざる事情ある場合は休暇期間を適宜に伸長し得べし。

第二項 始業時間、終業時間は適當なることを要す。

第七條 兒童の健康榮養身體保護につき必要なる施設竝に兒童の年齢及その事情に適當なる施設を要す。

第八條 醫學上の診査監督竝に治療及傳染病の豫防に關して充分なる設備を要す。

第九條

第一項 保育學校は資格ある管理者の監督を受く

べく管理者の任命は豫め文部省の認可を要す。

第二項 職員は適當にして其の資格竝に數に於て充分なることを要す。

第三項 有資格者たるも無資格者たるを問はず、保育學校専任教師の俸給は文部省の規定に依る公立小學校職員の最低俸給以下たることを得す。

第十條 保育學校に於いて授業料を徴收するを得ず、また食費治療費以外如何なる種類の料金も徴收することを得ず、該食費治療費を徴收する場合には相當の理由を有し且つ實價以上なることを許さず。

第十一條

第一項 保育學校は開校中は何時にても文部省よりの視察を拒むことを得ず。

第二項 始業時間及終業時間に變更あらば、少く共一週間前に文部視學官に豫告し不意の事變ありて終業する場合は電話を以て報告すべし。

第十二條 文部省より記録又は回答を要求さるゝ場合は適當に之をなすべし。

第十三條 保育學校が當局より經常費の支給を受け

居らざる場合は

第一項 各年度の終りたる後、次年度の始め即ち四月一日に前年度經費の二分の一の補助を受く可し。

第二項 補助金の標準たるべき經費は文部省に於て同校總經費の中より同校が受領したる料金並に寄附金を差引き且補助の目的に該當せざる經費を除きて計畫せらるべし。

第三項 補助金の請求は補助期間に對する説明書を添へ、地方當局の手を経て文部省に申し出づべし。

第四項 閉鎖したる學校若しくは認可を取消されたる學校に對する補助金は、閉鎖若しくは認可取消の日迄に未濟の補助金額以上たることを得ず。

第十四條 補助金の支給及び其の認可の繼續は本規定の各箇條を履行するや否やに依つて決す、但し何れかの箇條を履行せざるも正當と認むべき特殊の事情ある場合は文部省は認可を取消さずして其事情に相應する補助金を支給するか若しくは認可の資格を得る迄假の補助金を支給することあるべし。

し。

第十五條 本規定の解釋に疑義を生じたる場合は文部省に最後の裁決を仰ぐべし。

第十六條 本規定は一九一八年四月一日より效力あるものとす、而して一九一九年保育學校規程として布告さるべきものなり。

保育學校に關する訓令

一、千九百十八年九月八日より實施の教育令第十九條によれば

(一)教育令第三部(千九百二年)の目的の爲めに地方教育當局の有する權利は次のものを含んで居る。

(a)二歳以上五歳以下の幼児及文部省によつて身心發育のため、この種學校に出席することの必要なことを證明された、これ等年齢以上の兒童に對する保育學校(保育學級をも含む)の設備を補助し、或は調達するの權利。

(b)保育學校に出席する幼児の健康、榮養及身體保護に對して注意するの權利。

(二)議會令の規定に拘らず、文部省は議會の協賛

を經たる金額以外に保育學校の補助に對して、支拂ひを承認することが出来る、但しかゝる授與金は當該學校が地方教育當局の監督を受けない場合には支拂はれない。又少なくとも該學校の職員の三分の一が當局によつて任命さるゝのでなければ又かゝる授與金は交付されない。

二、保育學校の目的。保育學校又は保育學級は二歳以上五歳以下の幼兒の保護及訓練のための設備であつて、かゝる晝間學校に出席することが、その心身の健全なる發達に對して、希求される幼兒に對しての設備である。

故にこの種學校は二種の機能を持つてゐる。即第一は幼兒各個の周到なる個人的注意及醫學的監督であつて、その愉悅、休息及適當なる榮養に對する設備をも含むものである。而して第二は、身體的、精神的及社會的の適確なる訓練であつて最も廣義の良き習慣を熟練にして聰明なる教師の導きによつて構成し、遊戯及作業によつて、各年齢の幼兒との秩序ある交遊を作らしむることも含む。幼兒は、最も成長の速かなる組織體である。保育學校は一方に於て、幼兒の成長をして環境の影響

より免がれしめ、成長を遅緩せしめ、或は、制限する諸種の事情を除くと共に、他方直接にその成長を促進すべきである。故に保育學校は幼兒に對して「要心する」ための場所ではない。保育學校の必要は、人口稠密なる大都會に於て最も大である、良く經營されたる保育學校の完全なる設備の、幼兒及其両親に及ぼす影響は、その價值殆んど知るべからざるものがある。

三、本訓令は同時に發布する法令に對するものであつて、(一)幼兒の身體的養護、(二)精神的訓練及社會的訓練、(三)必要なる行政的處置、即、校舎の位置、設備、入退學の年齢、定員及職員其の他補助員に關する事項に關するものである。

△……身體的養護……▽

四、一般的衛生、本令の各條項は幼兒の健康、榮養及身體的福祉に注意するの必要を高調してゐる。健康の増進は實に良き保育學校に出席することによつて得らるゝ主なる利益の一つである廣く考へて此の身體福祉の増進は常に考慮に入るべきものであつて、保育學校の有益なるこの方面の影響を大ならしめるための活動は、殆んどその限界を考

へることができない。身體の養護はたゞに休息運動及身體發達に對する機會を與ふるにとゞまらず、衛生的な學校の環境を作り、衛生的な生活習慣例へば、清潔の如きを馴致することをも含んでゐる。幼兒の食物を適當に與ふことも亦同様重要である。晝食及間食は一般に學校に於て與へらるべきであつて、出來得べくんば朝食をも幼兒に給することが望ましい。食事の獻立は充分注意しなくばならぬ榮養分も適當にして充分なることを要する。幼兒は休息及睡眠のために一日の一定時間を充つることを要する。その具體的なる時限及長さは、こゝに、詳述するの必要はないが、毎日それが同一時刻になさるゝことは必要である。教師はその休息時間の前後の事情を斟酌するを要する。休息は設置及片付の容易なる吊臺又は清潔にした敷物の上でとらせ、横臥せしむべきである。

五、直接身體の健全なる發達を促進する訓練も亦必要である。適當なる身體習練は年齢の如何に拘らず、幼兒によつて缺くべからざるものである。極めて簡単に組織された運動に加ふるに自由なる活動をなして、その自然の勢力の迸るに任せて、そ

の四肢を用ひ、ランニングやジャンピング等の簡單なる團體遊戯をなすことは、許容し、又獎勵すべきである。幼兒には又、正しく自然な呼吸の仕方を教ふべきであつて、こは清潔にして開闊な場所に於てなすべきである。外氣生活の價值について過大視することは出來ない。即好都合なる花園、又は、軒下、その他の運動場に於ても強い風や、濕氣や、夏の太陽を遮ぎつて清潔にした處に於てこそ、保育學校の幼兒に一定時間を外氣中に費やさしむべきである。自由なる身體運動をなすためには、戸外の使用は制限するを要しない。殊に溫暖なる天候にあつては、椅子、卓子、及ハンモック等は戸外に用ひられ、その日の作業の大部分は外氣中に於てなすことが出来る。

六、醫學的監督、法令第四條に於て規定するが如く保育學校は學校衛生の作業と密接なる關係にある。地方教育當局の經營すると、私人の經營するにと拘らず保育學校は、學校衛生官の監督の下にあるものとする。私立保育學校の場合にあつては、學校衛生官が全部の醫學的監督をなすの便を有しないが、かゝる場合にあつても、この目的のため

に従事する醫師は時々學校を訪問する衛生官と連絡をこるべきである。かゝる醫師は可及的學校に隣接し非常の場合に便宜を有することを可とする。

七、保育學校の醫學的監督は次の四つの理由によつて必要である。

(A) 身體的に入學することの不適當な兒童を入學せしめるため。

(B) 可及的身體の異常及疾病の昂進を防ぎ必要な處置を迅速にするため。

(C) 可及的早期診斷によつて、チフテリア、百日咳等の傳染病の傳播を防ぎ、その豫防の手段を迅速に講ずるため。

(D) 衛生的なる生活習慣を發達せしめ、これを妨ぐるものを除くため。

在學を願ひ出でたる幼兒の中にも、保育學校に出席することの身體的に不適當なものがある。又規定の年限に達するも尙その健康上公立小學校に入ることなく、保育學校に在學する方、望まじき幼兒もある。

幼兒の中に發見する種々な身體的習慣、たとへば、

口呼吸、横目、目に近く仕事をすると云ふ如きものは、可及的早く發見し、これを矯正するため注意を振ふべきである。保育學校の設備の一つの理由は、實に現今の小學校就學兒童の中に見出される障碍の多數、及これから來る教育上の缺陷、不能等を消失せしむるにある。最近數年間に於て、公立學校の一學年に入學する兒童の中に發見される缺陷の程度及性質は五歳以下の兒童に於ける健康狀態の低下を示してゐる。しかも二歳乃至五歳の間を適當に取扱ふにあらざれば、こは、防止することができないであらう。

八、醫學的監督及處置、各幼兒は入學後可及的迅速に上述の箇條によつて、醫學的に監督すべきである。而して、少なくとも一學期一回は、醫師によつて診察せしめなくてはならない。疾病兒童は、尙一層數多きの診察を要する。學校看護婦は、幼兒の定期醫學的検査を行ひ、幼兒の身體的缺陷の原因を探り、かつ必要に應じて日々學校を訪問して衛生的監督、溫度の調節、又簡單な治療をすべきものである。

多くの場合に、學務監督又は必要の資格ある當局

が、これ等の義務をなすは、一層望まじきことである。學校看護婦は、少なくとも一學期一回（一ヶ月一回なれば尙可）身長及體重を測定しなければならぬし、又兒童の清潔、衣服、履物の適否、及學校の衛生については一定の責任を有するものである。

九、處置の便宜及注意の方法は、公立小學校に於けると同様保育學校に於て用ひられる。たとへば斜視兒童、重聽兒童の如きは學校診斷所に紹介して、その忠言をきき、必要に應じて治療をするのである。創疾、凍瘡の如き徴症は學校自ら治療すべきである。正しい呼吸法には特別の注意をほらひ、視、聽、榮養等については些少の異常もよく注意して、これを早く治療するやうにしないでならない。かゝる場合には學校醫に紹介するがよい。

疾病並に、其の處置等身體の狀況に關する記録は、公立小學校の用に立てるために、表として保存し、小學校入學の際に添付するやうにする。若し以前其の幼兒がある保護施設にあつたときは、その記録を請求すべきものとす。

十、傳染病、傳染病豫防は、五歳以下の幼兒の多數がこれにかゝることの多いものであるから最も重要である。幼兒の幼少なる程麻疹、百日咳の如き病氣による死亡率が大である。麻疹又はその併發症によつての死亡率は九十パーセントまでは五歳以下である。かくの如くであるから、幼少期を超えるまで麻疹にかゝることを免るれば、その後にかゝるときは危険少なく、又、肺炎、結核昂進の如き係發症、又は、後遺症を起す憂が少ない。近く傳染病にかゝつたことの明かな兒童は、特別な注意をなし、結核の如き後遺症の起らない様になすべきである。傳染病は次の如くして其の傳染を防ぐことができる。

(一)入學時に於て各兒童について毎日監督を怠らないこと。

(二)傳染病の初期に於て隔離し、登校を禁止するの規定を嚴に施行すること。

(三)感冒又はその疑あるものを用意すること。

(四)各兒童の清潔と衛生的施設とを完全にすること。

(五)學校の設備を外氣法に従つてなすこと。

學校醫は、傳染病の流行を豫防し、諸種の處置の一般監督について責任を有するものである。必要なる日々の監督は適法の看護婦、又は完全なる經驗をもつてゐる年長の職員によつてなされるべきである。年少者又は無經驗なものに委ねてはならない。

疑はしい場合には、醫學的の處置を施すと同時に隔離すべきである。疑似傳染病についての検査處置は、學校醫によつてなし、地方醫によるの便宜もある尙これ等傳染病の診斷については、保育學校は、一層有效なる系統的な方法を講じなくてはならぬ。であるから適當にして安全な保護法が講じられるまでは保育學校は、地方學事當局者に於て許可しない方がよいのである。

—(以下次號)—

○子供の机と腰かけ

醫學士 岡田道一

(前略)不良な机または腰掛からくる身體上の影響を説明しやう。

(一)脊柱彎曲 この病氣はたしかに不良の机または腰掛けによつて生ずる事は著明な事實である。脊柱が彎曲すると呼吸が淺くなり、血の循環が悪くなり或ひは消化吸収不十分になる。即ちそれは脊柱が後彎になると肺尖の部分を壓迫して肺を弱めたりまた同じく左彎、右彎となると心臟を右や左に壓しつけるからである。脊柱彎曲は肺病や心臟病の下地を作るやうなものである。

(二)胸廓の不正 机腰掛が不適合であると胸が壓迫されて従つて扁平胸とか鳩胸とかになり易い、こんな胸は呼吸に關係があるから將來肺結核になりやすい下地を作るといふべきである。

(三)起立性蛋白尿または腎臟炎 不適合な机や腰掛の爲腰椎が丸くなり、そのため腎臟が壓迫されてこの病氣を起すのである。

(四)近視 いはゆる近眼である。この原因の一として机や腰掛の不適當のため目を近づけて書物を見る事もかそへられるのである。その他この原因として机の置き場所にも關係がある光線の充分に入らない薄暗い所に机を置いておくや近視の原因になりやすいから机はなるだけ明るい場所に置かなくてはならぬ。その爲電燈の光などは机の左方からとつて手暗がりにならぬやう注意せねばならぬ。

(五)その他の病氣 以上のほか足をぶらんとさせたり腰掛の角で

は、家庭自身が幼稚園と人間的なしたしみの関係にならなければ、ほんたうの教育は到底できないといふことである。子供を幼稚園におくることは子供を中にして家庭と幼稚園兩方が相抱く様にして教育して行くことにほかならない。しかるに子供は幼稚園でたのしんでくるが家庭は幼稚園とあかの他人であるといふやうな冷淡な關係であつては、決してよい教育はできないのである。(東京日々新聞)

押したりすると足が腫たりはげしい神経痛を發したりする。また腹部を壓迫するから消化器の病氣も起りやすい、さて以上のやうな病氣を豫防するのは別に難事ではない、たゞ姿勢を正しくして机腰掛の適當なのをえらべばよいである。文部省の學校用机、腰掛の構造はすでに、明治二十六年に三島通真博士の研究で作られてある。それは兒童の身體の發育の程度に合ふやうに作られたので普通小學校で用ゐるものは一號から五號の机及び腰掛けがある。凡そ六歳の兒童に一號の机を、七八歳の尋常一二年の兒童に二號を、九歳、十歳の尋常三四年の兒童に三號を、十一歳十二歳の尋常五六年の兒童に四號を、十三歳十四歳の高等小學の兒童には五號をといふ事になつてゐるが元來年齢の如何に拘らず身長の高低によりてこれらの机を使用してよいのである即ち腰掛の高さは兒童の下脚の長さにとくとく、机の高さは腰掛の高さに肘から腰掛の面に至る距離に七分乃至一寸三分を加へたものになれば丁度よいのである。

然し中々さうおあつらへに寸法が行くものでないから、まづ洋式なら兒童が小學校に入る時の一號の机の高さの一尺五寸、日本式の机だけならそれから腰掛の高さを引いただけの七寸位の高さからはじめ、二年ごとに洋式の机なら一寸五分位づゝを日本式の机なら五分乃至一寸位づゝを高くする事が出来ればまづ理想的である一番によいのはチヂの如きもので、高低の調節自在の机、腰掛けてこれなら如何なる兒童でも適合させ得る。すでに英米の諸學校ではこの種の机を用いてゐると聞いたが、早くわが國でもこれを用ゐるやうになりたものである。さて机が低過ぎたらどういふ害があるかといふに勢ひ前に俯するから近眼をさせ、胸が机におされて呼吸が

子と二人の子供が残るまで続ける、然る後最後の
勝敗を定む。

目的、筋肉の統制、注意

目かくし

子供は手をつなぎ大なる圓を作る、六人の子供を
擇み圓内に入れ、一人の子供は目をかくし中心に
立つ残りの五人は輪を作る、短き歌によつて目か
くしされた子供の外皆左にまわり歌の終ると共に
止まる、中の目くらは五人の内の一人を捕へる、
捕へられたものは目をかくし中に立ち、残りの五
人は外列に歸り、他の五人が擇まれて中の輪を作
りかくして繰返す。

別法 歌止みて外圓のものは其まゝ内方に向いて
止まり中圓の五人は離れ／＼となつて捕へられざ
る様に足音なく圓内を逃げまわる。

目的 遊戯精神の發達。

さまたげられるからよくない。反對に高過ぎたら座面が浮き腰にな
つて脊柱は右または左に彎曲する。殊に日本の机においてほうしる
にもたれがないから身體の動搖が甚だしい。腰掛けが高い時は足が
地に接しない爲大腿のうしろが「シビレ」を起したり、低過ぎると腹
部の臓器が壓迫されて消化の障礙を示すものである。それから腰掛
に付いてゐるもたれは必ず必要である。その爲め兒童の姿勢がみだ
れずにするのである。また机の面は外國では必ず斜面となつてゐる
が日本字を書くには却つて肘下りとなつて姿勢を悪くするからいけ
ないとしてゐる。さて以上のやうに机にもまた腰掛けにも不備な
點があつてはいけぬが、いかに適當な机でもこれによりかゝつたり
などしてはいけぬ。即ち姿勢の訓練が行き届かぬと何にもならぬ。
腰を掛けた時上體は自然の直立をしてその重心が兩座骨結曲の中間
に落ちる位置をとり、兩脚は自然に開き、兩下腿は垂直にし、兩足
は平に床面を踏んで、兩手は股の上に置き、目ば前の方を正確に正
視するのがよい姿勢である。その缺點を見出すのにはそれらの兒童
の四方から觀察すれば一番よく分るのである。

—「日本兒童協會時方」より—